



愛知労働局発表  
平成30年8月30日(木)

【照会先】

労働基準部健康課

健康課長 浅井俊章

衛生専門官 藻谷岳志

(電話)052-972-0256

報道関係者 各位

## 平成30年度全国労働衛生週間に向けて

### ～ストレスチェックに取り組みましょう～

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えており、愛知県内においても、仕事を原因としたメンタルヘルス不調（精神障害等）の発症は年々増加し、労災請求件数も急増しています。

これらを防止するためには、メンタルヘルス対策の推進が重要です。特に、その第一歩として、ストレスチェックに取り組むことが有効です。

愛知労働局では、全国労働衛生週間（準備期間9月1日～30日、本週間10月1日～7日）において、関係行政機関、労使団体、労働災害防止団体、業界団体等に働きかけ、メンタルヘルスに対する意識の高揚を図り、『ストレスチェックの普及・促進を図る』こととしています。

## 愛知労働局管内のメンタルヘルス対策の状況

### 1 労働者数 50 人以上の事業場の現状（別添参照）

労働者数 50 人以上の事業場において、ストレスチェックを実施した事業場割合は 87.9%であり、全国平均と比べても高い実施率といえます(50 人以上の事業場は法律で義務付けられています。)

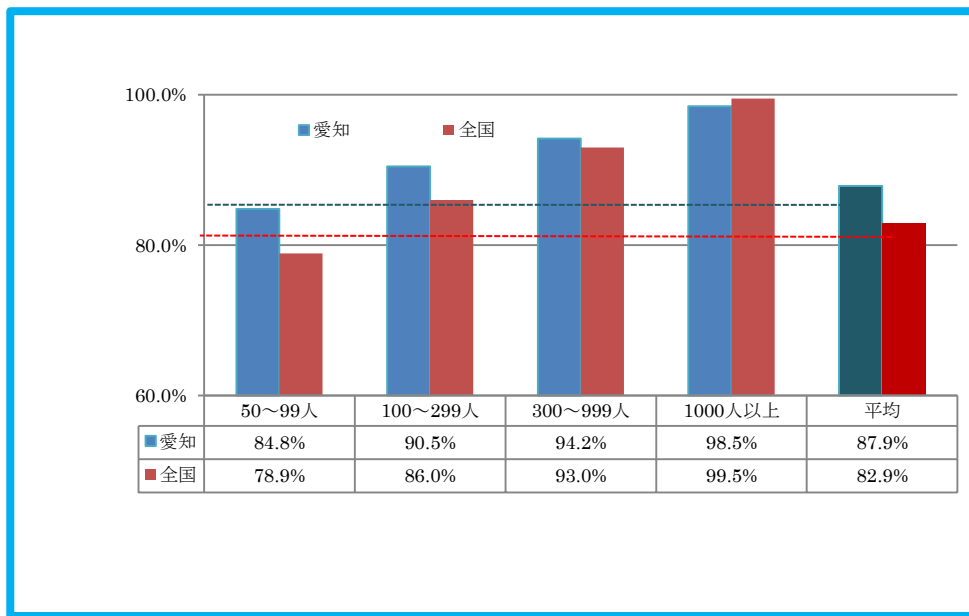
### 2 労働者数 50 人未満の事業場の現状

労働者数 50 人未満の事業場においても、メンタルヘルス対策の第一歩として、ストレスチェックに取り組むことが有効です。しかしながら、ストレスチェックを実施している事業場は、平成 29 年において 998 事業場にとどまっており、50 人未満の事業場、約 29 万事業場のうちごくわずかとなっています。

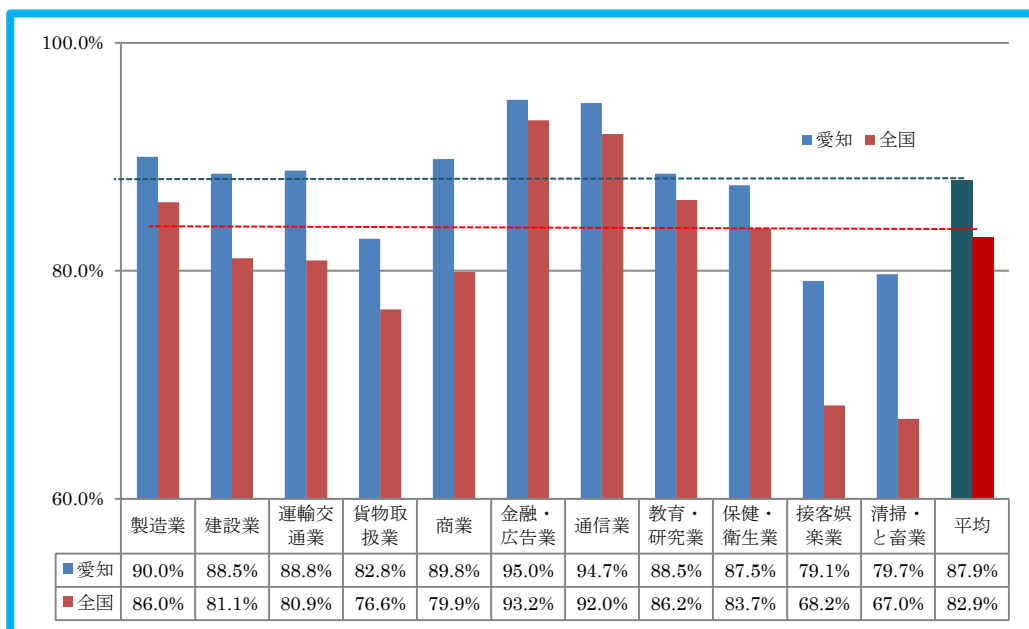
事業場において、メンタルヘルスに対する意識の高揚が図られ、ストレスチェックの普及・促進が図られることが望まれます。

## ストレスチェック実施状況(平成29年7月現在)

### 1 ストレスチェックを実施した事業場の割合(事業場規模別)



### 2 ストレスチェックを実施した事業場の割合(業種別)



# 笑顔は、 活力。

ーストレスチェックに取り組みましょうー

2018 全国労働衛生週間

## STEP 1 メンタルヘルス対策の重要性を知る

- 仕事を原因としたメンタルヘルス不調（精神障害等）の発症は年々増加しており、労災請求件数も急増しています。メンタルヘルス不調を発症すると、長期の休職や退職に至ることも少なくありません。人材確保が難しい中、企業の活力を保ち、生産性を向上させるためには、メンタルヘルス対策に取り組むことが重要です。
- 全国労働衛生週間を機会に経営トップが決意し、職場におけるメンタルヘルス対策に取り組みましょう。

## STEP 2 ストレスチェックに取り組む

- メンタルヘルス対策の第一歩として、ストレスチェックに取り組むことが有効です。労働者数50人未満の事業場は、1年に1回の実施に努めましょう。（50人以上の事業場は法律で義務付けられています。）
- ストレスチェックの実施に関するご相談は、愛知労働局健康課（電話052-972-0256）までお問い合わせください。
- ストレスチェックの結果、高ストレスとされた労働者から申出があった時は、医師による面接指導を実施し、結果を踏まえて就業上の措置を講ずることが重要です。労働者数50人未満の事業場は、地域産業保健センターを無料で利用し、面接指導を受けることができます。



### ■ こころの耳

厚生労働省が運営する、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトです。



### ■ 愛知産業保健総合支援センター

地域産業保健センターの連絡先はこちらで確認できます。（事業場の所在地と対象地域をご確認ください。）



愛知労働局が提唱する  
論理的な安全衛生管理  
の解説ページです。

愛知労働局  
Aichi Labour Bureau